

第四六回

参第一四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律（案）

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子爆弾被爆者援護法

目次中「第三章 医療（第七条 - 第十四条の八）」を「第三章 医療等（第七条 - 第十四条の十一）」に、「第四章 原子爆弾被爆者医療審議会（第十五条 - 第十七条）」を「第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者相談所（第十五条 - 第十七条の二）」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている心身上の特別の状態にかんがみ、国が、被爆者について、健康診断、医療の給付並びに健康手当、医療手当及び弔慰料の支給等の援護を行なうことにより、被爆者の福祉に資することを目的とする。

第三章の章名中「医療」を「医療等」に改める。

第八条第二項、第九条第五項及び第十一条第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十四条の八中「二千元」を「五千元」に改め、「ことができる」を削る。

第十四条の八の次に次の三条を加える。

（健康手当）

第十四条の九 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者の請求により、月額二千元を限度として、健康手当を支給することができる。ただし、その者が前条の規定により医療手当の支給を受けている期間は、その者には、健康手当を支給しない。

（弔慰料等）

第十四条の十 厚生大臣は、被爆者が死亡したときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹で葬祭を行なうもの又はその死亡の当時その者と生計を同じくしていた者で葬祭を行なうものに対し、その者の請求により、弔慰料として三万円を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾による傷害作用に関連しない負傷又は疾病のみによるものであることが明らかであるときには、支給しない。

2 厚生大臣は、前項の規定により弔慰料の支給を受けるべき者がいない場合には、葬祭を行なつた者に対し、その者の請求により、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭

に要した費用に相当する金額を支給する。

(日本国有鉄道の鉄道、自動車及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い)

第十四条の十一 被爆者は、第四条に規定する健康診断又は第七条第一項に規定する医療の給付を受けるため必要がある場合には、政令の定めるところにより、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の鉄道、自動車又は連絡船に乗車又は乗船することができる。当該被爆者が介護を要する場合におけるその介護者についても、同様とする。

2 国は、前項の規定による取扱いに伴う鉄道、自動車及び連絡船の運賃を負担するものとする。

3 前項の規定による負担に関し必要な事項は、運輸大臣が定める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者相談所

第十五条の見出しを「(原子爆弾被爆者援護審議会)」に改め、同条中「医療等」を「援護」に、「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十六条第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(原子爆弾被爆者相談所)

第十七条の二 都道府県は、被爆者の医療、生活その他身上の相談に応ずるため、原子爆弾被爆者相談所を設置することができる。

2 都道府県が原子爆弾被爆者相談所を設置した場合には、国は、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することができる。

第十九条の見出し中「差押」を「譲渡等」に改め、同条中「権利は、」の下に「譲り渡し、担保に供し、又は」を加える。

第二十条中「及び医療手当」を「並びに医療手当及び健康手当」に改める。

第二十条の二中「医療手当」の下に「若しくは健康手当」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

(そ及適用)

2 この法律による改正後の第十四条の十の規定は、第二条各号に掲げる者がこの法律の施行前に死亡した場合についても適用する。

(所得税法の一部改正)

3 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「身体障害者」の下に「並びに原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

- 4 社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

- 5 厚生省設置法(昭和三十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十号の二及び第九条第三号の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二十九条第一項の表中原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分を

「原子爆弾被爆者援護審議会	厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の援護に関する重要事項を調査審議すること。
---------------	--

に改める。

(地方税法の一部改正)

- 6 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第七号中「身体障害者」の下に「並びに原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二百九十二条第一項第七号中「身体障害者」の下に「並びに原子爆弾被爆者援護法第八第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

- 7 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

理 由

原子爆弾被爆者の置かれている心身上の特別の状態にかんがみ、医療手当を増額し、新たに、健康手当及び弔慰料を支給し、健康診断又は医療を受けるための日本国有鉄道への乗車船を無賃とするとともに、原子爆弾被爆者援護審議会を設け、都道府県の設置する原子爆弾被爆者相談所に要する費用について国が補助することとする等被爆者の援護を拡充する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約十六億円（昭和四十年年度約三十六億円）である。